

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市建設部 建築指導課	
許 認 可 等 名	仮使用の認定	
根 拠 法 令	建築基準法	
根 拠 条 項	第7条の6第1項第1号	
連 絡 先	(電話621-5274)	
審 査 基 準	基 準	・仮使用の認定基準の審査基準 (別添参照のこと。)
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 35日 (休日を含む)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (年 月 日最終変更)